

○ 生活保護受給者に対する就労支援

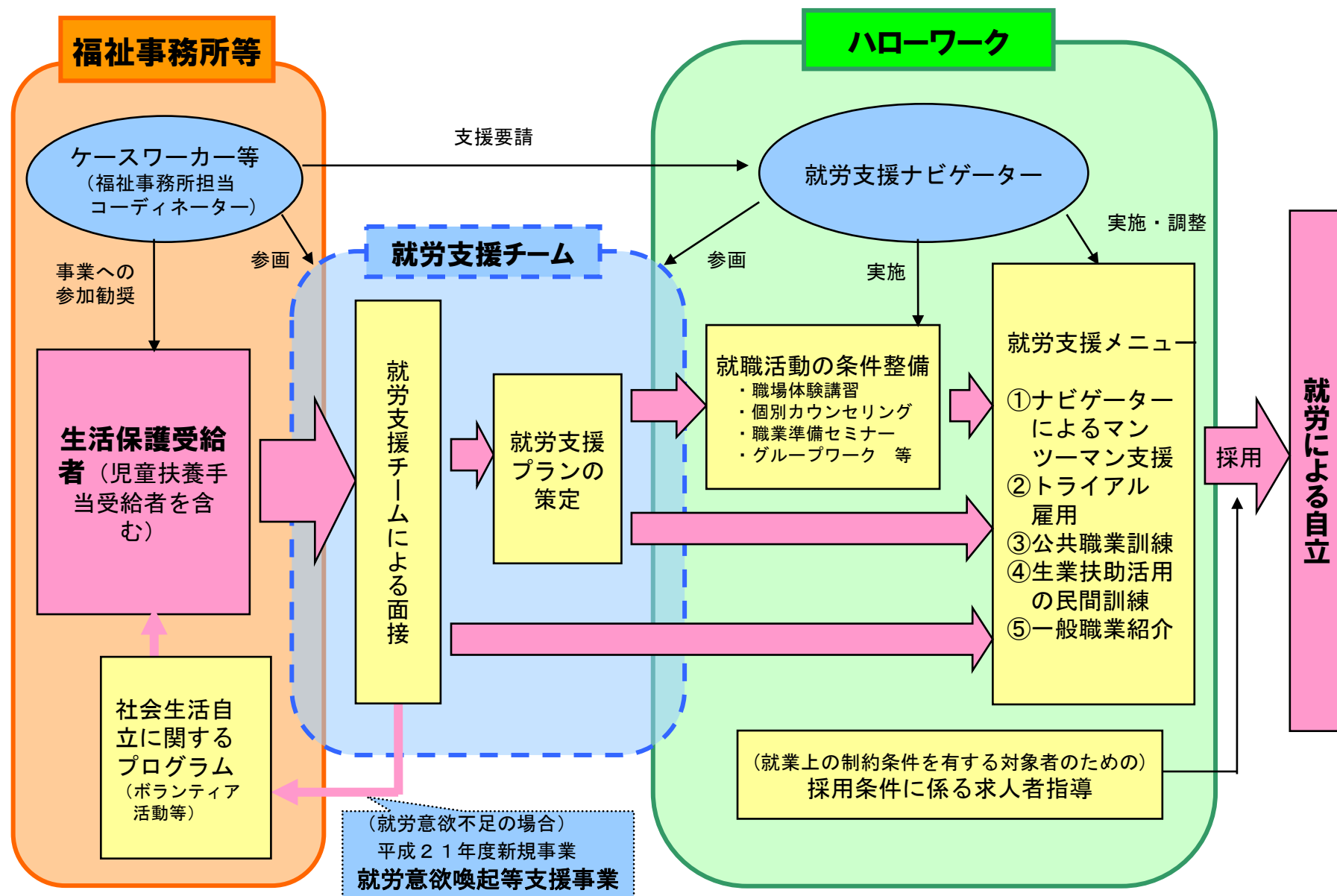
	対象者	事業内容	実績（平成20年度）	費用
① 生活保護受給者等就労支援事業（ハローワークとの連携事業）	就労能力を有し、就労意欲が高く、就労阻害要因がなく、早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める方	福祉事務所とハローワークが連携してチームを組み、就労支援プランの策定し、各種の就労支援メニューを実施する事業であり、全国で実施されている	支援対象者 : 10,160人 就職・増収件数 : 5,209人 就職率 : 51.3%	各種支援を実施するためのハローワークの予算を確保している
② 福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム	就労能力・就労意欲は一定程度あるが、就労するにあたってサポートが必要な方	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方や面接の練習などを行い、就労を支援する事業（自治体の創意工夫により、様々な内容のプログラムが存在する）	支援対象者 : 34,052人 就職・増収者数 : 12,135人 就職率 : 35.6%	就労支援員の配置にかかる費用は、全額国庫補助の対象としている
③ 福祉事務所における②以外の就労支援プログラム	生活保護受給者等就労支援事業を活用できない方又は就労支援員を配置していない福祉事務所の被保護者など	福祉事務所が組織的に就労指導を行うためにプログラムを組み、就労支援に関する様々な支援を実施する（自治体の創意工夫により、様々な内容のプログラムが存在する）	支援対象者 : 20,944人 就職件数 : 5,055人 就職率 : 24.1%	事業実施のために専門職員等を雇う場合の費用は、全額国庫補助の対象としている

※ ①は全福祉事務所で実施、②又は③は全福祉事務所の98.1%で実施している。

※ ①～③以外にも、就労支援の前段階として就労意欲を喚起する事業を実施している。

※ ①～③の対象とならない、又は対象としない場合は、ケースワーカー等が就労指導やハローワークへの同行訪問を行うなどの一般的な就労支援を実施している。

○ ハローワークとの連携による生活保護受給者等就労支援事業（平成17年度～）



○ 就労支援員による就労支援の概要

就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者に対し、福祉事務所に配置された就労支援員が就労支援を実施。

事業概要

対象者

- 就労意欲・能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な被保護者であって、支援を受けることに同意している者

支援者

- 自治体が配置する就労支援員 平成21年12月末現在 666人

就労支援員の経歴・資格

- ハローワークOB、民間企業人事担当者OB、キャリアカウンセラーなど、事業を適切に実施できる者

予算額

- 平成21年度第二次補正予算額 156億円 補助率(国10/10) 就労支援員を550名から3,050名へ増配置(予算上の積算)

費用対効果

- 平成19年度の費用対効果は約3.6倍(人件費:約15億円、効果額(※):約53億円)
- 平成20年度の費用対効果は約2.9倍(人件費:約17億円、効果額(※):約46億円) ※ 保護変更及び保護廃止による保護費の減額相当額

事業の流れ(イメージ)

就労阻害要因
の把握



対象者の
選定



支援方針
の決定



説明と
同意



具体的
支援



支援状況
の確認



支援終了

(支援者)

ケースワーカー

査察指導員
ケースワーカー
就労支援員

査察指導員
ケースワーカー
就労支援員

ケースワーカー
就労支援員

就労支援員

- 【支援例】
- ハローワークへの同行訪問
 - 履歴書書き方支援
 - 面接の受け方支援

査察指導員
ケースワーカー
就労支援員

※ケースワーカー:福祉事務所で生活保護業務を行う現業員

※査察指導員:福祉事務所で指導・監督を行う職員

○ 就労意欲喚起等支援事業の実施について

平成21年度補正後予算 約16億円

既存の就労支援メニュー

生活保護受給者等就労支援事業による就労支援

対象者：就労意欲が高い者・就労阻害要因がない者
実績：支援対象者数10,160人 就職5,209人（平成20年度）

就労支援専門員を活用した福祉事務所の自立支援プログラムによる就労支援

対象者：就労意欲・就労能力を有する者
実績：参加者34,052人 就職・増収12,135人（平成20年度）

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者等を対象とした支援メニューの追加

対象者

- ①就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者
- ②就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

支援項目

- ①就労意欲喚起のためのカウンセリング、②生活能力向上のための訓練、③就労能力向上のための職業訓練、④職業紹介、⑤就職活動支援、⑥離職防止支援 など

委託先

民間職業紹介事業者、NPO法人等

高

生活能力・就労意欲

低

既存のメニューへスムーズな移行